国東市産業振興条例／過疎法 等

設備投資に対する税制上の優遇措置



過疎地域等での設備投資を、地方税・国税の両面から支援する制度です。

優遇の内容

対象と認められた設備投資について、地方税が課税免除になります

事業税	不動産取得税	固定資産税
課税免除	**課税免除**	**課税免除**
3年間		3年間

＋ **国税（法人税）** 5年間の割増償却の適用があります。

対象業種と取得価額の要件

業種と資本金の区分により、必要な投資額が異なります

対象業種	資本金 5,000万円以下	資本金 5,000万円超 1億円以下	資本金 1億円超
製造業	500万円 以上	1,000万円 以上	2,000万円 以上
旅館業	500万円 以上	1,000万円 以上	2,000万円 以上
農林水産物等販売業	500万円 以上	500万円 以上	500万円 以上
情報サービス業等	500万円 以上	500万円 以上	500万円 以上

※ 100%連結親法人がいる場合は親法人の資本金で、圧縮記帳を行っている場合は圧縮記帳後の価格で判定します。

対象となる資産・取得の形態

対象資産

建物 ／ 附属設備
機械装置（旅館業を除く）
構築物

取得の形態

新設・増設
建物等の改修工事費（増築・改築・修繕・模様替）
設備の更新、生産能力の増加を伴わない設備の導入費

※ 資本金5,000万円を超える法人は、新設・増設分のみが対象です。
※ 大分県内では大分市・中津市・別府市・日出町・由布市の一部が対象外です（国東市は全域が対象）。

▶ 手続きの流れ・お問い合わせ先は 次ページ へ

設備投資に対する税制上の優遇措置

手続きの流れ

着手前に確認してください

地域未来投資促進法 に関する課税免除等 … 着手前に事業計画に対する県の承認・国の確認が必要
地域再生法 に関する課税免除等 … 着手前に整備計画に対する県の認定が必要

1 **表明書 の提出** — 事業者

事業所（工場等）の新設または増設について、市へ意思を表明します。

▼

2 **着手 → 完了 → 償却（供用）開始** — 事業者

新設または増設に着手し、完了後、償却（供用）を開始します。

▼

○ **償却開始後、直近の決算**

この決算を基準に、以降の申請期限が決まります。

▼

3 **産業振興機械等の取得等に係る 確認申請書 の提出** — 事業者

※ 過疎法 または 半島振興法 に関する課税免除等の場合のみ必要です。

▼

4 **適用工場等 指定申請書 の提出** — 事業者

提出期限は 決算終了後2か月以内。確定申告を延長している場合はその期限までです。

▼

5 **現地確認調査** — 国東市

申請内容について、現地で確認を行います。

▼

6 **適用工場等の指定** — 国東市

要件を満たすことが確認できた場合、適用工場等として指定します。

▼

7 **課税免除等の申請 (申請は税担当窓口へ直接行います)** — 事業者

指定を受けたのち、課税免除等を申請します。

市の制度・手続きについて

国東市役所　観光・地域産業創造課 産業創出係

TEL **0978-72-5183**

県税・国の制度について

大分県　商工観光労働部 企業立地推進課

TEL **097-506-3246**